



【質問①】災害救援ボランティアの活動支援について。

ボランティア元年と言われた平成7年、阪神・淡路大震災の際には、発災直後から国内外からの被災地への公的な支援が動き出し、被災者の救助、救援活動が行われました。同時に、ボランティアによる物資の調達、炊き出しのほか、高齢者や障がいのある人、子供たち等への見守りやケアが行政等の支援活動を補完する形で行われ、大いに被災者を勇気づけたところであります。

これらの経験を踏まえ、平成14年にひょうごボランタリープラザが開設され、NPOを含むボランタリー活動の支援がなされるようになりました。平成17年1月17日には、ひょうごボランタリープラザの交流サロンで、天皇皇后両陛下がNPO団体の活動をごらんいただき、真心からのお励ましを賜るなど、兵庫の歴史に残る感動的な場面も発現されたと伺いました。

県と神戸市の認証NPO法人は、2,000を超え、その活動分野は、保健、医療、福祉を初め、環境保全、子供の健全育成、NPO支援、社会教育、災害救援など多岐にわたっており、県下のボランタリー活動は着実に根つきつつあるようです。

その中で、災害救援分野で活動している法人は112あり、東日本大震災の被災地支援を初め、各種災害ボランティア活動支援等に取り組まれています。災害時には、他の分野で活動されている法人も含め、ボランタリープラザのネットワークを生かしつつ、ボランティア活動を実施するとのことですが、法人間同士の横の連携の強化や相互理解を深めていくことも重要と考えます。

例えば、ネットワーク会議やセミナー開催などで互いの連携を図っていくことなども有効ではないでしょうか。また、ボランティア団体は財政基盤が脆弱で、専属スタッフや事務所スペースがないという例も仄聞します。資金、人材の不足で、意欲はあっても行動に至らないという団体もあるのではないかと推測します。被災地支援など、公益性の高い活動には助成制度等も必要ではないでしょうか。一部、ボランタリープラザにおいてもボランティア活動助成が行われていますが、その拡充についても今後ご検討をいただきたいと思えます。

大規模災害の発生時、住民の救助や支援には、阪神・淡路大震災の際にも見られたように、地域の力が重要になります。住民の高齢化が進む中、学生等の若い世代による災害救援活動等に期待が寄せられていることも事実ではないかと考えます。

県においても、県内の大学などで行われている社会貢献活動との連携を深めるなど、今後の災害に備え災害救援ボランティアの支援を充実していくことが必要と考えますが、当局のご所見をお伺いいたします。

【答弁】 知事(井戸敏三) 災害救援ボランティアの活動支援について。

阪神・淡路大震災で芽生えたお互いに支え合う共助の意識の高まりは、その後の大規模災害で全国各地からボランティアが駆けつける形として現れ、被災地の復旧・復興に大きな役割を果たしております。

こうした災害救援ボランティアの力を最大限に発揮させるには、平時からの人材育成や災害発生時の活動を支える資金面での支援が重要です。

人材育成では、東日本大震災の被災地で特に若者が活躍したことから、その力を生かせるよう、ひょうご若者災害ボランティア隊を設置いたしました。現在、125名を登録し、災害時にリーダーとして活躍できる人材の育成に努めています。

また、県内の44高校、10大学とボランタリープラザが共同で、東日本大震災被災地での支援活動を昨年までに82回実施しています。延べ2,600人ほどが参加してくれていまして、次代を担う災害救援ボランティアの裾野の拡大にも寄与しております。

資金面では、災害等緊急時の活動にも対応するため、ボランタリー基金に特定課題に対応する助成枠を設けております。東日本大震災ボランティアバスに対する助成もしております。さらに、多くの県民が災害救援ボランティアに参加できるよう、交通費や宿泊費の災害ボランティア割引制度の実現に取り組んでおります。これも支援しております。

今後懸念される南海トラフ地震など、大規模災害時に災害救援ボランティア活動を迅速かつ効果的に行うには、こうしたボランティアに対する直接的な支援も不可欠ですが、ボランティアニーズの迅速な把握や適切なマッチングが必要です。平時からの支援団体のネットワークの構築が不可欠です。

今後とも、阪神・淡路大震災の経験と教訓を生かしながら、市町、社協、NPOなどと共同して災害救援ボランティアの活動支援の充実に取り組んでまいります。



【質問②】 地場産業のさらなる活性化への取り組みについて。

今定例会には、兵庫の経済・雇用活性化の指針となる新たな「ひょうご経済・雇用活性化プラン」が議決対象となる県行政の基本計画として示されています。今後5年間の基本方向を定めるこの計画では、「活力あるしなやかな産業構造」を兵庫経済のめざす姿として、兵庫らしさを生かした産業を創ることとされているところであります。

私は、このプランで今後特に力を入れていく産業分野として挙げられている中で、中小企業の強みを生かす分野、特に県下の地場産業のさらなる活性化が兵庫経済の好循環を生み出すための推進力であると考えます。本県には、ケミカルシューズ、皮革、日本酒、金物など、多種多様な地場産業があり、これまでも地域経済にとって重要な役割を果たしてきました。単に雇用の場となるだけでなく、ファッションや食など豊かな生活文化を持つ兵庫のイメージ向上

にも貢献していると言えます。

例えば、播州織は、バーバリー(Burberry)など海外の有名ブランド衣料に素材として使われているようです。そのような高品質の製品を作り出す企業や人材は本県の宝であり、実に大きな潜在能力を秘めていると考えます。その一方で、多くの地場産業は中小事業者で支えられており、時代のニーズを的確に捉える市場調査や市場開拓、消費者に受け入れられるデザイン開発等を一企業で完結させるには困難であることも確かであります。

これまでも、県は工業技術センター等で中小企業の技術開発支援や産学官の連携に取り組んでいるところでありますが、中小企業の技術高度化には引き続き支援を行っていただきたいと思っております。

人口減少による国内市場の縮小を見据え、製造業においては海外に販路を開拓する動きも顕著になっているところであります。県下の地場産業においても、同様に海外展開の重要性は高まっていますが、それぞれの製品の持つ独自性や高い付加価値を武器とできるような取り組み、また、地場産業の将来を担う人材育成にも期待するものであります。

他県での一つの事例を挙げますと、山形県鶴岡市では、加工が難しく、これまで捨てられていた蚕が最初に吐き出す糸だけで作った絹製品「きびそ」の商品化に成功しました。優れたデザインによる新ブランドとして、さまざまな商品化を行っており、国内のみならず世界に絹製品産地としての鶴岡を発信しようとしています。

このように、地場産業には大きく伸びる可能性を秘めているものが多くあるのではないかと考えます。そこで、本県地場産業のさらなる活性化に向け、意欲ある企業や産地全体の競争力強化にどのように取り組まれるのか、当局のご所見をお伺いいたします。

【答弁】 知事(井戸敏三) 地場産業のさらなる活性化への取り組みについて

県内地場産業は、消費者ニーズの多様化や安価な海外競合品の流入等により、厳しい状況に置かれている業種が多いと承知しています。このような状況を踏まえて、これまでから産地組合が実施する国内外の展示会への出展など、販路拡大を支援してきました。また、意欲ある個々の企業の新製品、新技術の開発などを支援しております。このように、産地全体の対策と個別企業の振興との両面からの活性化を図っています。

具体的な事例としては、例えば、淡路瓦がシンガポールなど海外からの新たな受注を受けたり、清酒の輸出が増加するなど、産地全体としての成果と同時に、個々の企業におきましても播州織を活用した日傘の開発とか、海外市場を見据えたより付加価値の高い真珠の開発など、さまざまな取り組みが進められています。最近では、市場で好評を得ている製品も多数出てきています。

また、姫路の革と豊岡のかばんのコラボレーションにより製作されたバッグが、ミラノの世界最大規模のバッグショー「ミペル」で最高の評価を受けた事例もございます。

昨年の夏、ニューヨークを訪問した際、エンパイア・ステートビル の 75 階にありますカツコーポレーションという繊維系の商社を訪ねました。そこで、播州織がラスベガスの有名なホテルのユニホームに採用されたと聞きました。これは、産地であるメーカーとデザイナーとのコラボレ

ーションの成果だと説明を受けました。そのような意味で、技術だけではないマーケットインの視点によることの重要性を肌で感じました。

こうしたことを踏まえ、新年度からは新たな支援策として異業種交流を全県的に展開して、新しいマーケットインの発想による対応を期待するとともに、著名なデザイナーとタイアップした新製品の開発や海外におけるマネジメント、マーケットイン研修を支援してまいります。

さらには、成長著しいアジアの市場拡大に着目して、経済機能を強化した海外事務所との連携強化を中小企業の海外進出に生かしていくこととしております。従来からの取り組みと一体的かつ重層的に、このような取り組みを進めていくことにより、本県における産地全体の競争力強化を図ってまいります。



【質問③】 女性の再就業支援について。

公明党は、平成 20 年に「女性サポートプラン」を策定し、女性の生涯にわたる健康づくりを初め、出産育児一時金の増額など、子育て支援の充実に一貫して取り組んできました。現在、新たな女性サポートプランの検討が行われており、これまでの健康や医療・福祉、子育て分野のほか、ICTなどの科学技術基盤分野を初め、農漁業分野、環境・エネルギー分野での女性の社会参加をめざした取り組みの推進方策をまとめようとしているところであります。

国は、成長戦略の一環として女性の活躍を重視しており、今後ますます地域社会を初め、各界・各分野で女性はその特性や潜在力を発揮し、社会貢献とともに地域経済の発展に寄与していくことが求められています。

しかし、女性の社会参加に対してのハードルは依然として高いのが実情です。これまでも女性の就業についてさまざまな考察が行われてきましたが、やはり妊娠・出産・育児と仕事の両立への支援が課題となっています。30代から40代の就業率の落ち込みが目立っており、働く場を求めている女性への対策が急がれます。就業の継続と再就職への支援策を車の両輪として行うことが望まれます。

先般、私は、クラウドソーシングを活用した仕事マッチングサイトを運営する経営者の話を聞き大変感銘を受けました。このサイトには、スキルを持ったエンジニア、デザイナーなどが全国から集結しており、企業が1時間単位で気楽に仕事を発注することを可能としています。ホームページ作成や携帯端末アプリの開発、ロゴやチラシ作成といった仕事が登録されています。受注する側には、自分のライフスタイルに合わせスキルを生かした仕事を在宅でも行うことができるメリットがあります。

この取り組みは、開始1年で仕事依頼総額 15 億円を突破、上場企業を初め 6,000 社が利用するに至っています。この事例は、働けるのであれば働きたいという意欲と能力を持つ人が潜在的に多いこと、多様な働き方へのニーズが高いことを示しています。

今般、国が 25 年度補正予算事業で中小企業への新たな人材発掘に向けた取り組みを打ち出しました。育児で退職し、再就職を希望する主婦等に対し、職場実習への日額最大 7,000 円の助成金を支給するほか、女性の起業家支援資金貸し付けなどを行うこととしています。

県においても「ひょうご女性再就業応援プログラム」を実施してきたところでありますが、新年度には拡充を図ると聞いています。そこで、女性の力を社会で発揮していただくための再就業支援にどのように取り組まれるのか、当局のご所見をお伺いいたします。

【答弁】 知事(井戸敏三)

女性が結婚、出産などのライフステージの変化を乗り越えて、その意欲と能力に応じて就業することは、活力ある社会を実現するために不可欠です。

本県では、再就業を希望をする女性に対しまして、県立男女共同参画センターの女性就業相談室におきまして、キャリアコンサルタントによる個別相談、再就職や起業、在宅ワークなどの各種セミナーを実施しております。昨年8月からは、ハローワークの相談窓口をここに併設しまして、職業紹介までのワンストップ支援を行うことができるようになりました。

また、ひょうご仕事と生活センターでは、育児休業の取得促進やワーク・ライフ・バランスの啓発・実践活動など、女性が働きやすい職場環境づくりに取り組んでいます。

来年度、26年度は離職後のブランクにより再就業に不安を持っている女性を対象に、短期の職場体験機会を提供するインターンシップの場を提供する。また、育児、介護等による離職者の再就職を促進するため、スキルアップのための教育訓練経費への助成制度を創設することにしております。

また、事業主に対する雇用助成制度も拡充し、離職した企業以外でも、その離職した者を雇った場合には雇用支援金の支給対象とすることにしていただきました。

さらに、有望なビジネスプランを有する女性起業家への支援も拡充することとしています。

さらに、就学前後を通じた子育て環境を整備するため、来年度は、保育所、認定こども園の整備を図りますとともに、都市部の増大する保育需要に機動的に対応する小規模保育の整備を促進していきます。

また、小1の壁対策といたしまして、放課後児童クラブの充実のため、新たに小規模児童クラブの開設支援にも取り組みます。

今後とも、女性が働きやすい環境の整備と多様な就業機会の確保を図ることにより、女性の力が社会で発揮される再就業支援等、積極的に推進していきますので、今後とものご指導をよろしくお願いいたします。



【質問④】 耐震診断、耐震改修の促進について。

I 大規模多数利用建築物等の耐震化の推進事業について。

阪神・淡路大震災から19年を経過し、震災の教訓、経験を震災を知らない世代にも伝える重要性が高まっています。あの震災では、全国で約25万棟の住宅が全半壊し、6,434人の尊い命が犠牲となりました。このうち75%の4,831人が、住宅・建築物の倒壊等が原因で亡くなったとされています。住宅や建築物の耐震化は、直接的に命を守る極めて重要な災害対策であることは言うまでもありません。

平成7年12月に「建築物の耐震改修の促進に関する法律」が施行され、既存の建築物のう

ち、特に多数の者が利用する一定規模以上のものを特定建築物とし、その所有者は、建築物が現行の耐震基準と同等以上の耐震性能を確保するよう耐震診断や改修に努めることが求められました。

さらに、平成 18 年の改正では、向こう 10 年間で耐震化率 90%という具体的な数値目標が掲げられ、都道府県に耐震改修促進計画の策定が義務づけられたところでもあります。

県耐震改修促進計画においては、平成 27 年度に多数利用建築物の耐震化率 97%という目標達成に向け、鋭意取り組んでこられました。しかしながら、特定建築物の耐震診断、耐震改修はなかなか進まない状況にあります。

昨年5月、国は住宅・建築物耐震化促進方策のあり方検討を踏まえ、耐震改修促進法を改正しました。今回の法律改正は、不特定かつ多数の者が利用する大規模な建築物等に対する耐震診断の義務づけなどをその内容としています。耐震診断義務づけ対象建築物の診断、改修に対する国の支援措置も拡充され、地方公共団体による補助を前提として、耐震診断は国費3分の1から2分の1、耐震改修は国費 11.5%から3分の1になりました。

県では、大規模多数利用建築物等の耐震化の促進について、新年度予算において 8,390 万円を計上しています。風評被害などの所有者の不利益に配慮することもあるかと思いますが、本事業の支援の考え方について、お伺いいたします。

Ⅱ 「わが家」の耐震改修促進事業についてであります。

大規模多数利用建築物等については、さきの質問で述べたように、法改正により耐震改修の促進が図られる見込みですが、個人の住宅についても、新年度、「わが家」の耐震改修促進事業が拡充され、より安全・安心なまちづくりを進めていくとされています。

言うまでもなく、ある程度予測可能な台風や豪雨と異なり、地震はいつ発生するか分かりません。自宅が大きな地震に見舞われる可能性が常にあることを考えれば、住宅の耐震性の確保は命を守るために必要不可欠なものです。

県においても、平成 27 年度の住宅の耐震化目標 97%を達成するため、市町への上乗せ補助実施の働きかけなどを行うなど、補助制度の周知を図ってこられました。しかしながら、大規模施設と同様に、その必要性を感じながらも、なかなか行動に移せない人が多いのも事実であります。

昨年4月の淡路島地震でも、昭和 56 年5月以前着工の旧耐震基準の建築物に被害が多く出ました。県では、損害割合 10%以上の一部損壊の被害を受けた戸建て住宅にも、住宅耐震改修工事費の補助対象の拡大や補助率の引き上げを行うなどの対策を講じています。

新年度、新たに従来の制度に加えて、簡易な耐震改修に対する助成を全県で実施するに当たり、定額パックを導入し、交付申請手続などを簡略化するとされています。

そこで、今回拡充する簡易な耐震改修「定額パック」の考え方とその概要、見込まれる効果について、当局のご所見をお伺いいたします。

【答弁】 まちづくり部長(大町 勝)

耐震診断、耐震改修の促進についての2点のご質問についてお答えいたします。

まず、大規模多数利用建築物等の耐震化についてです。

昨年5月の耐震改修促進法の改正により、3階建て、かつ5,000平米以上の病院、物販店、ホテル、旅館など、多数の者が利用する建築物等につきましては、建物所有者は平成27年12月末までに耐震診断を実施し、所管行政庁に結果を報告すること、また、報告を受けた所管行政庁は、耐震結果を公表することが義務づけられました。県では、同法の改正を受け、これらの耐震診断や耐震改修が円滑に進むよう、来年度に補助制度を創設することといたしました。

その考え方としましては、第1は建物所有者の負担を軽減するため、義務づけされた耐震診断だけではなく、設計や改修工事についても補助を実施すること。第2は、建築物の耐震化は県と市町が一体となって推進すべきことでありますので、国の補助制度を活用した上で、県と市町は同額を負担すること。第3は、大企業や公的法人は資金調達が可能であることから、それらを除く中小企業等を補助対象とすることといたしました。

耐震診断については、平成27年度末までの短期間での実施が必要なことから、特に手厚く補助し、所有者の負担割合を6分の1とします。さらに、診断後に実施される補強設計については3分の1、改修工事では55.2%まで軽減いたします。

併せて、現行の防災・エネルギー設備促進貸付につきましても、所有者負担に利用できる融資の限度額を3億から5億円に、融資期間を10年から15年に拡充いたします。

今後の取り組みに対しては、義務づけ対象建築物等について風評被害の発生が懸念されるため、対象建築物の名称等の情報管理を徹底いたします。また、建物所有者には補助制度の周知を図るとともに、兵庫県住宅建築総合センターに開設した無料相談窓口等で技術的な助言を行うなど、きめ細かな対応を実施してまいります。

続きまして、わが家の耐震改修促進事業についてお答えいたします。

同事業は、平成15年度から実施しており、これまで約3,000戸の耐震改修に補助をしてまいりました。今後、南海トラフ巨大地震等の発生が想定される中、より一層の取り組みが必要と考えております。今後拡充する簡易な耐震改修への補助事業は、大地震時に居住者が避難できるよう、住宅が瞬時に倒壊しない程度の簡易な改修工事を対象としております。工事費そのものを引き下げ、経済的な負担軽減を図ろうとするものであります。

昨年4月の淡路島地震の被災特例でも、簡易な耐震改修への補助を実施しましたが、補助額に比して手続きが煩雑であるということなどの理由により、実績が上がらなかったため、来年度からは手続きを簡素化した上で、「定額パック」として全県展開をすることといたしました。

この定額パック制度は、計画策定費補助と改修工事費補助の二つの手続きをパッケージ化し、計画策定費の3分の2相当の10万円、工事費の3分の1相当の40万円の合計50万円を定額補助するというものであります。

これにより、一度の交付申請で計画策定から工事完了まで一貫して進められ、申請手間の軽減と工事短縮が可能となります。この制度拡充により、これまで多額の費用負担、大がかりな工事、煩雑な手続きを敬遠して耐震改修に踏み出せなかった高齢者等も含め、多くの県民に

耐震改修の実施を促すことができるのではないかと考えておりますので、よろしく申し上げます。



【質問⑤】北神急行電鉄への新たな支援策について。

私は、一昨年 12 月の定例会において、北神急行電鉄の利便性確保と安全運行に関する支援について質問しました。

ご案内のとおり、北神急行電鉄は、神戸市北部や三田地域のニュータウン開発に伴い増加が見込まれていた神戸都心への通勤・通学等の輸送需要に対応するために、昭和 63 年から神戸市営地下鉄と直結運転している鉄道路線であります。神戸電鉄谷上駅から新神戸駅まで、六甲山を7キロメートル以上のトンネルで貫くという高コストの建設であり、700 億円を超える工事費を要し、当初から北神急行電鉄の経営は厳しい環境にあったと言えます。

このような状況の中、平成 11 年度から利用者の運賃負担を軽減するため、県及び神戸市によって、谷上駅から新神戸駅の運賃を 80 円値下げし、350 円とする運賃低減化補助制度が導入されました。

さらに平成 14 年度には、北神急行電鉄の経営再建のため、県及び神戸市、阪急電鉄の協議により、低金利の資金を神戸高速鉄道に貸し付け、神戸高速鉄道が北神急行電鉄からの鉄道施設を買い上げた後、北神急行電鉄にリースするという方法による支援措置が関係者により合意されました。この仕組みは平成 20 年度まで続き、平成 21 年度からは建設費に着目した5年間限定の補助制度に移行しましたが、現行運賃 350 円の維持と親会社による支援の強化が条件となっており、本年度末をもって補助は終了することとなっています。

北神急行電鉄は、本県の交通ネットワークにおいて重要な路線であり、私も今後の動向に注目をしていたところでありますが、新たな支援策がまとまり予算化されようとしております。ここで、改めて北神急行電鉄への新年度からの支援策について、その内容をお伺いいたします。

【答弁】県土整備部長(濱田士郎)

北神急行電鉄への新年度からの新たな支援策についてお答え申し上げます。

北神急行線につきましては、広域交通ネットワークを確保する観点から、開業以来 25 年間、神戸市と連携して支援を行ってきておりまして、一定の効果を上げており、このように考えております。

しかし、北神急行電鉄は、いまだ多額の債務残高を抱える中、鉄道設備等の老朽化対策のため、26 年度以降の5年間に約 40 億円の集中投資が必要となってございます。現行運賃の値上げが危惧される状況にございます。

このため、ワーキングにおきまして、国、神戸市、鉄道事業者と対応について協議を進めた結果、事業主体の北神急行電鉄自らの経営努力及び親会社の阪急電鉄の支援を前提に、国庫補助事業も活用して、老朽化対策のための集中投資が必要となります 30 年度までの5年間に、県、市それぞれ年額1億 3,500 万円の支援を行うことといたしました。これによりまして、現行の運賃水準は維持されることとなります。

今後、鉄道事業者には老朽化対策の確実な実施によります利用者の安全はもとより、さらなる経営改善によりまして、現行の運賃水準が維持できる自立した安定運行が確保されるよう期待をしております。よろしくお願い申し上げます。



【質問⑥】土曜日を活用した多様で魅力ある教育活動について。

平成14年度からの公立学校の完全学校週5日制度から13年が経過しました。週5日制は、子供たちに「ゆとり」を確保し、学校、家庭、地域社会が相互に連携しつつ、「生きる力」を育むことをその目的としたものです。

しかしながら、この間、パソコンや携帯電話の普及を初め、小学校での英語教育の導入、少子化による小規模校の拡大など、子供を取り巻く環境は変化しています。また、基礎学習の向上に対する社会の要請もあり、社会教育の一環として土曜日に授業や体験活動など特色ある活動に充てる学校が、近年、増える傾向にあります。

昨年11月、学校教育法施行規則第61条が改正され、教育委員会が必要と認める場合は、土曜日等の授業を実施することが可能であることが明確にされました。土曜日授業の狙いは、学力向上なのか、それとも生きる力を育む社会教育の実践であるのか、どのような目的で、どのような目標を掲げて実施するのか、明示されてはいないようではありますが、全ての公立小・中・高校で新学習指導要領が実施されることとなったこととは無縁ではないように思われます。

新学習指導要領では、生きる力を育む理念のもと、思考力、判断力、表現力の重視、伝統や文化に関する教育や道徳教育の充実などが基本的な考えとして示されています。

新年度、県教育委員会では、県立高等学校での土曜日の有効活用モデル校の設置や、小中学校における地域で共育——これはともに育つと書きますが——土曜チャレンジ学習事業の実施を新規事業として展開されようとしています。これらの土曜授業や土曜日の体験活動などを通して、土曜日ならではの魅力ある教育活動の展開を期待するものであります。

特に、県立高校のモデル校については、土曜日のメリットを生かした効果的な授業のあり方を検討することとされています。学校関係者だけではなく、PTAや事業所、大学生など地域資源をどのように生かされるのか、大いに注目したいところであります。これらモデル校での成果は、全県に波及させることとされていますが、よかったことだけでなく、うまくいかなかったことや課題をぜひ後に続く県立高校のために評価、検証する仕組みや情報共有をする場を設けていただきたいと思います。

そこで、県立高校における土曜日を活用した多様で魅力ある教育活動の実践に向けてどのように取り組んでいかれるのか、併せて、将来的な課題として特別支援学校における実施の方向性についても、教育委員会のご所見をお伺いさせていただきます。

以上、6点7項目について質問をさせていただきました。井戸兵庫県知事を初め、関係部局、教育委員会の簡明なるご答弁を期待し、私の一般質問とさせていただきます。

【答弁】 教育長(高井芳朗)

土曜日を活用した教育活動についてお答えいたします。

昨年 11 月の学校教育法施行規則の改正は、土曜日において、子供たちにこれまで以上に豊かな教育環境を提供し、その成長を支えることが重要という考えのもと、学校、家庭、地域が連携し、授業や学校行事、地域における多様な学習、体験学習などの機会の充実をめざす取り組みの一つでございます。

このことを踏まえまして、新年度から高等学校において取り組みます土曜日の有効活用モデル事業は、国庫補助金を活用して土曜日の効果的な授業のあり方を研究するため、県立高校 15 校を指定いたしまして、年間 20 回程度、教育課程に位置づけた授業等を実施するというものでございます。

具体的には、土曜日ならではのメリットを生かしまして、平日にはなかなかご協力が得にくいような地域の人材、資源を活用した効果的なカリキュラムの開発をめざしまして、先輩や民間企業等の外部人材によるキャリア意識や学習意欲を高める授業、あるいは講演会の実施、総合的な学習の時間や学校設定科目、課題研究における発展的な学習など、魅力あるカリキュラムの研究に取り組みます。

さらに、将来的には、これらの研究指定校での成果と課題を検証しながら、県下の高校での土曜日の多様で魅力ある教育活動の充実につなげていきたいと考えてございます。

なお、特別支援学校においての実施についても、お話がございましたが、児童生徒の体調面での負担の増、あるいはスクールバスの土曜運行が必要となるといったような固有の課題もあります。このため、現在実施しています美化、清掃などの地域との交流活動、あるいは地域イベントへの参加などの取り組みも参考としながら、どのような形態での実施が可能か、引き続き研究をしております。

【まとめ】



ただいま井戸兵庫県知事を初め、関係の部長、また教育長より、るるご答弁をいただきました。

大規模多数利用建築部等やわが家の耐震診断、耐震改修については、計画戸数に対しての実績は、ご努力はいただいているにもかかわらず、なかなか進んでいない模様であります。全国でもトップレベルの補助制度を設け、市町も上乘せ補助を行っておりますけれども、来年度は国において、また補助制度の充実が図られる。このような機を逃すことなく、ぜひこの耐震診断、また改修が進むことを期待いたしますのでございます。

特に、旧基準の木造住宅、こういった住宅は耐震化が急がれますので、どうか県内市町の、淡路島での震災の経験、教訓も踏まえて、こういった特に重点地域を設けて集中的に、その新たな定額パックであるすとか、そういった制度を十分周知徹底していただいて、耐震化率を高めていっていただきたいと思いますので、今後ともご努力をお願い申し上げまして、私からの質問を終わりとさせていただきます。ありがとうございました。ご決意をどうぞ。

【答弁】知事(井戸敏三)

ご指摘のとおりです。阪神・淡路大震災から 20 年を迎えようとしていますが、わが家の耐震改修事業、なかなか利用が進みません。これはいろんな理由がありますが、結果としまして、私は一番耐震改修だけで大きな住宅の改修をしようという動機づけがやはり弱いのかな。ですから、住宅全体を直そうという動機づけがないと、なかなか耐震補強が進んでいかないとあるのではないかと考えております。

ただ、今回、定額パック制度を作りましたので、これは非常に簡易な、しかもそれほど大規模でなくて、屋根だけ直すとかというような程度でも対象になり得る可能性がありますので、これの活用を期待しております。

それから、大規模施設であります特定施設の耐震化につきましては、耐震診断自身が義務づけられましたし、もし一定の改修工事をしないと公表をされるというような仕組みまでついておりますので、そのために助成制度を市町とも協力しながら手厚く国の制度に上乘せをする。併せまして、貸付金も限度額を上げ、そして返済期限も 15 年に延ばすというような措置をとらせていただきましたので、大規模施設はきっと企業が今後とも経営を続けるために不可欠な改修につながると思いますので、進展していくのではないかと期待しております。いずれにしても、市町とも協力しながら努力をさせていただきます。

本文は

<http://www.kensakusystem.jp/hyogopref/cgi-bin3/ResultFrame.exe>

を引用し編者が校正したものである。